

資料5

児童発達支援事業所および放課後等 デイサービス事業所における定員の 遵守について



1 定員超過の基本原則

運営規程で定める利用定員とは・・・

1日の受け入れ児童数の上限をいいます。

利用定員を超えた受入れは原則禁止です。



※ 「指定児童発達支援事業者（指定放課後等デイサービス事業者）は、利用定員および発達支援室の定員を超えて指定児童発達支援（指定放課後等デイサービス）の提供を行ってはならない。」

※ 「ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。」

函館市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（令和2年3月13日函館市条例第8号）第40条、第84条

2 やむを得ず利用定員を超えて受け入れるときの条件

- ・「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」とは

ア 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児に継続した支援を行う必要がある場合

→ 利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態 でなければ、速やかに是正を図る必要はありません。

イ 障害児の家庭の状況や地域資源の状況等から、当該事業所での受け入れをしないと、障害児の福祉を損ねることとなる場合

→ 既存の利用者が利用をやめる際に、利用人数の調整を行うなどの方法で是正を図れば足ります。

【注意】 次の場合は、やむを得ず利用定員を超えて受け入れる場合には該当しません。

- ①保護者から希望が多くて断り切れなくて・・・
- ②イベントするから希望者が集まりすぎて・・・
- ③夏休みだから受け入れ希望が多くて・・・
- ④減算にならない範囲だから大丈夫・・・ など

函館市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（令和2年3月13日函館市条例第8号）第40条、第84条、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.4（令和3年5月7日）問28

3 恒常的に利用定員を超えている状態とは

・「利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態」かどうかは、ひと月における利用児童数（やむを得ない事情がある障害児の数は除く）の合計人数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数を超えるかどうかで判断します。

(例) 利用定員 10 人, 1 月の開所日数が 22 日の場合

・ $10 \text{ 人} \times 22 \text{ 日} = 220 \text{ 人}$ (延べ障害児数)

⇒ 障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児を受け入れていることで定員を超過する日があったとしても、当該月の延べ障害児数が220人を超えない場合、「利用人数が恒常的に利用定員を超えている状態」には該当しません。

やむを得ず児童を受け入れることになった場合は、その理由を後日確認できるよう必ず記録してください。

ただし、記録さえあれば超過してよいということではありません。

イベントや事業所都合での定員超過は、記録があっても認められません。

障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて（令和4年2月28日厚生労働省事務連絡）

4 人員配置の充足について

- ・事業所で配置することが求められる児童指導員または保育士の人数は、利用する児童の人数に応じて定められています。
- ・当日の人員が人員配置基準（人員基準）を充足しないということが生じないよう、しっかり管理してください。

【配置が義務付けられる児童指導員または保育士の人数】

- ・利用児童が10人までなら2名以上
- ・11人目～15人目を受け入れる場合には3名以上
- ・16人目～を受け入れる場合は4名以上（5人ごとに1名増）

やむを得ず定員を超過して受け入れると、当日に配置すべき人員基準が増えます!

函館市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（令和2年3月13日函館市条例第8号）第6条第1項、第79条第1項

5 人員配置基準と児童指導員等加配加算について

- ・ 児童指導員等加配加算を算定する場合， 1名の従業者を同一日に， 人員基準と児童指導員等加配加算の要員（加配要員）の両方を充足するものとして重複してカウントすることはありません。
- ・ 例えば， 人員基準が2名から3名になる場合は， 3人目の児童指導員または保育士は人員基準を充足するためにのみカウントされ， 加配のための人員配置としてはカウントされませんので， 注意が必要です。

【定員10人の場合の例】

通常時（利用10人以下） 人員基準2名＋プラス人員＝加配

定員超過（利用11人～15人） 人員基準3名＋プラス人員＝加配

6 勤務体制の基本について

【参考例 1】 児童指導員等加配加算算定なし

	月	火	水	木	金
利用児童数	10人	10人	10人	10人	10人
人員基準上の必須人員	2名	2名	2名	2名	2名
児童指導員（常勤） A	○	○	休暇	○	○
保育士（常勤） B	○	○	○	○	○
配置人員	2名	2名	1名	2名	2名

○フルタイム出勤

- ・ 人員基準において 2 名以上の配置が必要なため、水曜日は別途 1 名の配置を追加して確保する必要があります。
- ・ 人員基準では、「サービスの提供を行う時間帯を通じて専ら支援の提供に当たる児童指導員または保育士」を配置しなければならず、有給休暇を取得している従業者がいれば、サービス提供時間を通じて配置されていることにはなりません。

6 勤務体制の基本について

【参考例2】 児童指導員等加配加算算定あり

	月	火	水	木	金
利用児童数	10人	10人	10人	10人	10人
人員基準上の必須人員	2名	2名	2名	2名	2名
児童指導員（常勤）A	○	○	○	○	○
保育士（常勤）B	○	○	休暇	○	○
保育士（常勤）C	●	●	○	●	●
配置人員	3名	3名	2名	3名	3名

○フルタイム出勤， ●加算要員（フルタイム出勤）

- ・水曜日は，Cさんは人員基準の配置としてカウントされ，加配要員としてのカウントはできません。

6 勤務体制の基本について

【参考例3】 定員超過，児童指導員等加配加算算定あり

	月	火	水	木	金
利用児童数	10人	10人	11人	10人	10人
人員基準上の必須人員	2名	2名	3名	2名	2名
児童指導員（常勤）A	○	○	○	○	○
保育士（常勤）B	○	○	○	○	○
保育士（常勤）C	●	●	○	●	●
配置人員	3名	3名	3名	3名	3名

○フルタイム出勤，●加算要員（フルタイム出勤）

- ・水曜日は，利用児童が11人で定員超過のため，人員基準の必要人員は3名になり，Cさんは加配要員としてカウントされません。

※やむを得ず定員超過する場合，配置すべき人員基準が3名の時には，サービス提供時間を通じてその3人を常に確保します。

7 児童指導員等加配加算について（補足）

Q：児童指導員等加配加算において、加配要員が休暇を取得する場合、休暇を取得した日は加配要員が不在のため、算定できないのでしょうか。

A：児童指導員等加配加算は、児童指導員等を常勤換算で1人以上配置したときに算定できるため、常勤の場合、有休暇等を取得するときは欠如として扱わず、常勤換算として計上できます。

ただし、有休休暇や欠勤が歴月で1ヶ月以上続く場合は、配置要件を満たさなくなります。

加配要員が常勤職員 ⇒ 有休休暇等（歴月で1ヶ月未満）⇒ 計上可能 ○

〃 ⇒ 有休休暇等（歴月で1ヶ月以上）⇒ 計上不可 ×

加配要員が非常勤職員 ⇒ 有休休暇等（歴月で1ヶ月未満）⇒ 計上不可 ×

〃 ⇒ 有休休暇等（歴月で1ヶ月以上）⇒ 計上不可 ×

※ 加算算定の可否は、1日ごとではなく1週間ごとに行います。

1週間を通じて常勤換算で1人以上の配置がされているなら、1週間の各日の請求において児童指導員等加配加算を算定することは可能です。

障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて（令和5年3月30日厚生労働省事務連絡）（別紙2）問3
令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ & A VOL.5（令和6年6月6日）問3

8 加算の要件を満たさない場合の注意点

以下の場合、その日から児童指導員等加配加算や専門的支援体制加算などは算定できなくなります。

【例1】 人員基準を満たさなくなった。

【例2】 加算の要件である常勤換算1以上の加配を満たさなくなった。

【例3】 児童指導員等加配加算の加配の要件を満たすが、児童発達支援管理責任者が欠如した、など。

要件を満たさなくなった



体制等に関する届出（加算なし）
変更があった日から

体制が整い、算定可能となった



体制等に関する届出（加算あり）
前月15日締切、翌月から請求

【届出に関するホームページ】

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/shinsei/docs/2019032400014/>

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省通知，最終改正令和6年3月29日）第一の1，5

9 定員超過利用減算について

「1 基本原則」および「2 やむを得ない事情がある場合」の範囲を超える定員超過利用については、定員超過利用減算を行うこととされています。

詳細については、「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて（令和4年2月28日厚生労働省事務連絡）」にてご確認ください。

毎月の報酬請求にあたっては、「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて定員超過減算の算定の要否を確認してください。

様式は指導監査課のホームページに掲載しています。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/shinsei/docs/2019032400014/>

障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて（令和4年2月28日厚生労働省事務連絡）
（別紙2） 障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について

10 勤務体制の確保について

従業者の勤務体制は、適切な支援サービスが提供できるように定め、有給休暇の取得などの事情も勘案し、人員基準を常に確保するようにしなければなりません。

月ごとに勤務形態一覧表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、加算の要件などを明確にしてください。

- ◆やむを得ない事情があつて定員超過になる場合などは、それに応じた勤務体制が必要です。
- ◆勤務計画（予定）だけでなく各職員の勤務実績も重要です。
- ◆児童指導員などの従業者として勤務する場合は、理事長や社長などの役員であっても実際に所定の時間に勤務したことが確認できる記録が必要です。
- ◆月間の勤務計画を立てる際には、研修の実施予定日も考慮に入れる必要があります。

人員基準を欠くことのない体制の整備を！

函館市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例（令和2年3月13日函館市条例第8号）第39条、第84条